$\bigcirc$ 厚生労 働 省 告示 第 匹 百 兀 + 号

十五号) 厚 生 労 働 大 臣  $\mathcal{O}$ 定 80 る 評 価 療 養、 患者 申 出 療 養及び 選定 療 養 (平成 十八 年 · 厚 生 一労働 省 告 示 第 兀 百 九

療 養 並 び に 施 設 基準 平 成二十年厚 生労働省告示第百二十九号) 0 部 を次  $\mathcal{O}$ ように改正 Ļ 平 ·成 二

+ 九 年 月 日 か 5 適用する。

第

条

第

号 及

び

第

条

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

基

一づき、

厚生

一労働大

臣

 $\mathcal{O}$ 

定

 $\Diamond$ 

る

先

進

医

療

及

び

患

者

申

出

平成二十八年十二月二十八 日

厚生労働大臣 塩 崎 恭久

第三に次の二号を加える。

六十九 ヒ <u>|</u> İ L 11 製剤 を用 7 た心 筋保 護 療 法 ST上昇型急 性心 筋梗塞 再 灌か 流 療 法 を施 行 す

る 場 合 に 限 る。

七 +重 粒 子 線 治 療 前 <u>\f}</u> 腺 が  $\lambda$ (遠 隔 転 移 L ておらず、 D , A m i С О 分類 で高 IJ Ź ク 群 と診 断

され るも  $\mathcal{O}$ に 限 る。